

# ドンキサイクルパック会員規約

## 第1条（適用関係）

- （1）本会員規約(以下、「本規約」といいます)は、当社が運営する自転車会員サービス(以下、「本サービス」といいます)の提供およびその利用に関して適用されます。
- （2）当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下、「諸規定」といいます)を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。
- （3）本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

## 第2条（定義）

- （1）「会員」とは、本規約に同意の上、所定の加入申込手続きを行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。なお、当社の承諾は本規約に同意の上、当社グループ会社(下表記載)店舗に加入書類を提出いただき、加入料の入金確認ができた時点とします。「会員」には、自転車購入時にしか新規入会出来ず、以降サービス終了日まで補償されます。
- （2）当社は、会員に対してサイクルパック加入者証(以下、「加入者証」といいます)を発行します。
- （3）加入申込者および会員が以下の項目に該当すると判断した場合、当社は何らの責任を負うことなく、加入の拒否または退会を強制することができます。後者の場合はすでに納入された会費等の払い戻しは一切行いません。
  1. 登録内容に虚偽が判明した場合
  2. 加入料等の支払債務の履行を遅延した場合
  3. 本規約に違反する行為または違反するおそれのある行為をした場合
  4. その他当社が会員とすることを不適切と判断した場合

## 第3条（加入料・会員期間および申込み）

- （1）会員は、入会時に下記に定める加入料を納入します。納入方法は当社の指定する方法によります。

会費	Aタイプ(ドンキサイクルパック)	¥2,980(税込¥3,278) +防犯登録料
	Bタイプ(ドンキサイクルパック・プレミアム)	¥5,980(税込¥6,578) +防犯登録料

- （2）会員期間は下記の通りとします。

会員期間	Aタイプ(ドンキサイクルパック)	※購入日以降の指定日から2年間 賠償補償1年間・盗難補償2年間
	Bタイプ(ドンキサイクルパック・プレミアム)	※購入日以降の指定日から3年間 賠償補償・盗難補償3年間

- （3）入会が認められた会員には、加入者証が発行されます。これらは会員個人々に割り当てられたものですので会員本人以外の利用はできません。会員は、本規約および当社との間の利用規約に基づく一切の権利を第三者に譲渡・貸与することはできません。また、加入者証に関するすべての管理責任は会員本人にありますので、管理の不備、不正な使用等により生じるすべてのトラブルに対する責任は会員本人が負うものとします。
- （4）会員は登録した情報に変更が生じた場合、必ず速やかに購入店舗に連絡をいれてください。
- （5）登録情報変更の届け出がなく、当社やその他関係会社等からの連絡事項、発送物、商品等に延着、未着、不備が生じた場合でも、当社はその一切の責任を負いません。

## 第4条（加入者証の紛失・破損）

- （1）会員が加入者証を紛失または破損し、加入者証を再発行する場合、会員には再発行手数料500円(税込)をお支払い頂きます。当社は再発行手数料の入金確認次第、加入者証を再発行します。
- （2）会員は、加入者証が再発行されるまでは、加入者証の提示が条件となるサービスを受けることができません。

## 第5条（自転車保険への加入）

- （1）会員は当社が契約するau損害保険株式会社のスタンダード傷害保険に加入することで、当該保険の詳細被保険者になります。当該保険の詳細については「ドンキサイクルパック会員自転車保険規定」および「スタンダード傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」が適用されます。「スタンダード傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」についてはau損害保険株式会社ホームページ(<https://www.au-sonpo.co.jp/>)にてご確認ください。

## 第6条（会員が受けられる各種サービス）

会員は、以下の各種サービスを加入者証の提示を条件として受けることができます。

- <自転車保険> スタンダード傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)に準じます。  
<自転車盗難時再購入サポート> ドンキサイクルパック会員自転車盗難時サポートサービス約款に準じます。

## 第7条（退会・失効）

- （1）会員は、退会を希望する場合、当社に退会の旨を申し出て任意に退会することができます。
- （2）会員期間途中の退会において、納入された加入料はいかなる理由においても一切払い戻しは行いません。
- （3）会員期間途中に、加入者証記載の対象自転車が盗難以外の原因等により紛失、滅失した場合には、その時点で自転車盗難時再購入サポートサービスは失効します。なお、失効した場合においても納入された加入料は一切払い戻しは行いません。

## 第8条（各種サービス提供社の規約）

会員が提供を受ける各種会員へのサービスについては、それぞれ提供各社が取り決めている諸規定に準じます。

## 第9条（規約改正）

本規約は、会員の了承を得ることなく改正できるものとします。本規約を改正する場合、改正の1週間前までに当社の指定する方法にて、本規約を改正する旨及び改正後の内容について告知するものとします。改正後の規約は改正後直ちに適用されるものとします。

## 第10条（免責その他）

当社は、会員が当社の提供するサービスを利用(サービスの停止も含む)することにより会員に損害が発生し、当該損害が当社の故意過失に基づくものである場合は、それにより直接かつ通常生じる範囲内の損害に限り責任を負い、その他の特別損害に対しては責任を負わないものとします。本規約に定めのない事項が生じた場合は、当社と会員は協議の上、解決にあたるものとします。また、当社と会員との間に紛争が生じた場合は、いずれも東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第11条（付則）

この規約は2019年7月1日から施行します。

改正 2021年1月31日

改正 2024年2月1日

## 【下表】

株式会社ドン・キホーテ 株式会社長崎屋 株式会社UDリテール 株式会社橋百貨店
--

## 【個人情報の取り扱いについて】

当社は、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的にのみ使用致します。

- （1）当社は個人情報の保護にあたり、当社の「プライバシーポリシー」を遵守します。
- （2）当社は(1)に基づき、(4)の各利用目的のために、会員の個人情報を利用します。また、(6)記載の共同利用者についても同様の目的のために共同して利用します。
- （3）当社が取得する会員の個人情報の項目は以下の通りです。
  - ・「自転車盗難保険・サイクルパック加入者証」の記載事項すべて(氏名、生年月日、住所、電話番号等)
  - ・サービスを提供する共同利用者でのサービス利用履歴
  - ・お問合わせ情報
  - ・その他、本サービスの利用に際して、ご提供頂く事項
- （4）当社が取得する会員の個人情報の利用目的は以下の通りです。
  - ①お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため
  - ②お客様の購入された自転車の防犯登録及び管理のため
  - ③お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため
  - ④当社、当社のグループ各社およびそれらと業務提携する企業等が取り扱う各種商品・サービスの情報提供のため
  - ⑤①における各種サービスの提供後にアンケート、その他事項等、改めてお客様と接触する必要が発生した際のため
  - ⑥お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
  - ⑦自社（共同利用の場合には共同利用者）及び自社の提携先の提供する他の商品・サービスの案内のため
- （5）当社は、次の場合を除き、会員の同意なく第三者に個人データを提供しません。
  - ①法令に基づく場合
  - ②自転車保険の引受保険会社であるau損害保険株式会社及び、自転車盗難時再購入サポートに関して当社が保険契約を締結している三井住友海上火災保険株式会社に対して、保険引受の審査および保険サービスの提供履行のために当社から提供する場合  
なお、各引受保険会社の個人情報の利用目的等については、各保険会社のプライバシーポリシーをご参照ください。
- （6）共同利用者および管理責任者は以下の通りです。


共同利用する個人情報の項目：氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、電子メールアドレス、購買履歴等お客様の属性に関する情報、その他お客様が申告された情報等

共同利用者：下表記載のグループ会社及び株式会社UCS

共同利用の目的：本条(4)記載の利用目的達成のため

管理責任者：株式会社バン・バンフィック・インターナショナルホールディングス

共同利用の管理責任者の詳細については、右記QRコードよりご確認ください。


- （7）当社は会員の退会後も、各種お問合わせ対応等のためなど必要と認められる限度で、退会者の個人情報を保持および利用できるものとします。
- （8）当社及び共同利用者に対する、個人情報の開示、訂正、利用停止の求めおよび苦情の受付に関しては、当社ホームページ内の「プライバシーポリシー」(<https://ppih.co.jp/privacy/>)をご参照ください。

## ドンキサイクルパック会員自転車盗難時再購入サポートサービス約款

### 第1条(再購入サポートの内容)

- (1) 当社(対象企業は下表の通り)が運営する自転車会員サービス(以下、「本サービス」といいます)の会員(以下、「会員」といいます)が、本サービスの有効期限内に日本国内で本サービス対象の自転車(以下、「対象自転車」といいます)が盗難の損害(以下、「盗難損害」といいます)を被り、かつ対象自転車の代替物として当社で新たに自転車を再購入(以下、「再購入」といいます)いただく場合に、自転車盗難時再購入費用をサポート致します。
- (2) 本条(1)の盗難損害は、盗難事故にあわれた時の使用者が会員ご本人の場合に限ります。

### 第2条(サポート金額)

- (1) 前条(1)項で当社がお支払いする金額は、対象自転車の販売本体価格(税込)の60%(1,000円未満切り捨て、上限100,000円)とします。ただし、再購入自転車の本体価格(税込)がサポート金額を下回る場合は、再購入自転車の本体価格(税込)までとします。
- (2) 本金額は、再購入自転車の本体価格(税込)に充当するものと致します。(注)
- (3) 本サービスは、会員期間中1回を限度とします。

### 第3条(対象自転車)

- (1) 対象自転車は、加入者証に記載されているものをいいます。
- (2) 対象自転車は、本サービス1契約あたり1台とします。
- (3) 対象自転車は変更することができません。対象自転車以外の自転車を新たに購入された場合は、新たに本サービスに加入することで当該自転車は本サービスの対象となります。

### 第4条(給付対象期間)

本サービスの給付対象期間は、ドンキサイクルパック会員期間とします。

### 第5条(本サービスを受けられない主な場合)

次の①～⑮に該当する場合は、本補償を受けることができません。

- 加入者証に記載されていない購入自転車の盗難
- 譲渡等により、自転車の所有者が変更された場合
- 盗難以外の事故により、自転車が滅失した場合
- 加入者証に販売日、販売店名、担当者名の記載のない場合
- 各都道府県の定める自転車防犯登録制度に加入していない場合
- 警察署への盗難被害届出のない場合
- 盗難発生後、再購入されるまでの間に盗難された自転車が発見された場合
- 部品のみ(サドル・タイヤ単独等)の盗難の場合
- 盗難日時が給付対象期間外の場合
- 故意、重過失、紛失、置き忘れによる損害
- 会員の親族、同居人などが自ら行い、または加担した盗難による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難による損害
- 火災や地震、津波、噴火、水害、雪害等の天災の際における盗難の場合
- 盗難届受理日から60日を経過した場合
- 本サービスを受けた後に盗難された自転車が見つかった場合は、会員様で所有、廃棄等をお願いします

### 第6条(対象地域)

- (1) 日本国内において生じた盗難による損害に対してのみ対象となります。

### 第7条(盗難事故発生時の対応)

- (1) 盗難事故が発生した場合、会員は遅滞なくその事実を警察へ届出し、必ず盗難届受理番号を受領してください。(受理番号がない場合は、本サービスを受けることができません。)
- (2) 『自転車盗難事故受付票』に必要項目をご記入の上、盗難届受理日から60日以内に販売店に持参してください。
- (3) 販売店で盗難届出受理状況を確認後、本サービスを受けることができます。  
※本サービスを受けた後に盗難された自転車が見つかった場合は、会員様で所有、廃棄等をお願いします。

### 第8条(準用規定)

- (1) 本規定に定めのない事項については、ドンキサイクルパック会員規約を準用します。

### 第9条(付則)

- (1) この規定は2019年7月1日から施行します。  
改正 2021年1月31日  
改正 2024年2月1日

### 【下表】

株式会社ドン・キホーテ  
株式会社長崎屋  
株式会社UDリテール  
株式会社横百商店

## ドンキサイクルパック会員自転車保険規定

### ～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：自転車搭乗中等のみ補償特約付帯)～

ドンキサイクルパック会員自転車保険は、被保険者(補償の対象となる方)が保険期間中に自転車に係る事故(※)によって傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

※「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

### 【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、 <b>免責日数(2日)</b> を超えて入院された場合	<b>10,000円</b> (入院一時金額)  ※1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。(退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。)	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注1) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・競技・競争もしくは興行またはこれらの練習のため自転車に搭乗している間の事故 ・ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故 ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒  など  (注1) テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
個人賠償責任保険金(特約)	被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅(注)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (注)住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。	<b>損害賠償金の額</b> — <b>自己負担額(0円)</b>  ※1回の事故につき個人賠償責任保険金額(1億円)を限度とし、別枠で約款所定の費用(損害防止軽減費用等)をお支払いすることがあります。 ※賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金等が支払われている場合には、その額を差し引いてお支払いすることがあります。	(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・ご契約者または被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。  (2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・同居する親族に対する損害賠償責任 ・第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任  など
賠償事故解決特約	個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う(注)特約です。 (注)示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。		

### 【被保険者(補償の対象となる方)】

ドンキサイクルパック加入者証に記載された方本人、配偶者、および本人または配偶者の同居の親族、別居の未婚の子

### 【補償開始日時・保険責任期間】

Aタイプ:ドンキサイクルパック購入日翌日(購入日翌日以降の指定日)の午前0時より1年後応当日の午後4時まで

Bタイプ:ドンキサイクルパック・プレミアム購入日翌日(購入日翌日以降の指定日)の午前0時より3年後応当日の午後4時まで

### 【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、直ちに下記連絡先にご連絡ください。

事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<連絡先> ドンキサイクルパック事故受付デスク 0120-907-532 (24時間365日無料)

### 【お申込みにあたってのご注意】

- ドンキサイクルパック会員自転車保険は保険契約者を株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス、取扱代理店を株式会社UCS、引受保険会社をau損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者(補償の対象となる方)の方の保険料負担はありません。
- 上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくはau損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご確認ください(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先	<b>【取扱代理店】</b> 株式会社 UCS TEL:03-6808-1241 AM9時～PM6時(土日祝・年末年始除く)
---------	---

<b>【引受保険会社】</b>
<b>au 損害保険株式会社</b>

850221523B(2312)